令和元年８月１９日

障がい者支援に関わる福祉関係者　各　位

障がい者支援に関わる行政関係者　各　位

長崎県弁護士会会員　各　位

高齢者等権利擁護委員会 　委員長　 伊　藤　　岳　■

（長崎障がい者司法福祉勉強会 県北地区担当）委　員　 竹　口　将　太■

長崎県弁護士会 障がい者寄り添い弁護士福祉版事業　　　　　　　　　　　　■

長崎障がい者司法福祉勉強会 県北地区 第２６回の開催について

冠　省　時下，益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

　さて，長崎県弁護士会・高齢者等権利擁護委員会では，現在，障がい者支援に関わっておられる福祉専門職の方々と弁護士との連携関係を強化し，障がい者支援の拡充を図るべく，「長崎障がい者司法福祉勉強会」を定期開催しております。

　今般，長崎障がい者司法福祉勉強会・県北地区・第２６回の開催要領を，下記のとおりに定めましたのでお知らせを致します。参加ご希望の方は，別添の参加申込書に所定の事項をご記入の上，**令和元年９月２日（月）までに県北地区担当・竹口宛ＦＡＸにてお申込み下さい**。宜しくお願い申し上げます。（申込期限を過ぎてもできる限り受け付けます。）

草　々

記

（勉 強 会）

　日 　 時：令和元年９月６日（金）午後７時～午後８時

　場 　 所：佐世保市中央公民館 サンクル３番館 講座室２（佐世保市常盤町６－１）

　　　　　 三ヶ町アーケード内（１階：エレナｍｉｎｉ店舗）

　内 　 容：未定（グループワークを行う予定）

資 料 代：１００円

（懇 親 会）

　日 　 時：同　日　午後８時４０分～

　場 　 所：美食と美酒の隠れ庵 つぼみ（佐世保市天満町１－８）

　会 　 費：３５００円

◇申込後のキャンセルについて：懇親会の参加申込後にキャンセルされる場合は，令和元年９月４日（水）までに竹口・堀法律事務所宛にご連絡下さい。（TEL:[0956-59-8640](javascript:void(0))） 　　　**事前にご連絡なく欠席された場合には，後日，会費を徴収させて頂きますので予めご了承下さい**。

県北地区担当者・弁護士　竹口　将太　宛

（ＦＡＸ：０９５６－５９－８６４１）　申込日：令和　　　年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| 長崎障がい者司法福祉勉強会・県北地区・第２６回 参加申込書 |

～ 申込期限：令和元年９月２日（月）まで～

※申込期限を過ぎてもできる限り受け付けます。

（該当するものに☑をして下さい。）

|  |  |
| --- | --- |
| お 名 前  （ご職種） |  |
| □精神保健福祉士　□社会福祉士　□相談支援専門員　□弁護士  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 所属団体 | □長崎県精神保健福祉士協会　　　 □長崎県社会福祉士会  □長崎県相談支援専門員協会　　　 □長崎県弁護士会  □社会福祉協議会（　　　市・町） □行政【　　　 県・市・町】  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 勤 務 先 |  |
| Ｔ Ｅ Ｌ |  |
| Ｆ Ａ Ｘ |  |

（注意）連携関係構築のために，上記情報を記載した参加者名簿を作成して当日配布致し

ますので，名簿に記載しても差し支えのない情報をご記入下さい。

参加者名簿への記載が差し支える方はその旨お申し出下さい（回答欄参照）。

【 回 答 欄 】

|  |
| --- |
| ◆県北地区・第２６回勉強会（令和元年９月６日午後７時～）に  □参加する　・　□参加しない  　　　　◆県北地区の懇親会（令和元年９月６日午後８時４０分～）に  □参加する　・　□参加しない  　　　　◆勉強会当日に配布する参加者名簿への記載に  □同意する　・　□同意しない |
| （通信欄） |

【**勉強会・懇親会いずれも不参加の方の回答は不要です**】